

○ 内閣府、総務省、財務省、告示第十一号
経済産業省、厚生労働省、国土交通省、環境省

対内直接投資等に関する命令（昭和五十五年運輸省、建設省、厚生省、農林水産省、文部省、通商産業省、令第一号）第三条

第一項及び第四条第二項の規定に基づき、対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（平成二十九年七月内閣総理大臣、農林水産省、文部省、通商産業省、令第一号）第三条

省、総務省、財務省、農林水産省、告示第三号）の一部を次のように改正する。

令和三年十月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

総務大臣 金子 恭之

財務大臣 鈴木 俊一

文部科学大臣 末松 信介

厚生労働大臣 後藤 茂之

農林水産大臣 金子原二郎

経済産業大臣 萩生田光一

国土交通大臣 斎藤 鉄夫

環境大臣 山口 壮

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改 正 後

〔一九 略〕

十 金属鉱物（独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第九号）第十九条第一項に規定する金属鉱物のうち、同項第四号、第六号、第九号、第十号から第二十三号まで及び第二十五号から第四十二号までに規定するものに限る。）に関する次のイからホまでに掲げる業種

イ 細分類〇五一九―その他の金属鉱業

ロ イに掲げる事業のために使用する目的の物の大分類E―

製造業

- ハ ロに掲げる物の小分類九〇一―機械修理業（電気機械器具を除く）及び小分類九〇二―電気機械器具修理業
- ニ ロに掲げる物を使用するために特に設計したプログラムに関する小分類三九一―ソフトウエア業

ホ 細分類七四五九―その他の計量証明業

〔号を加える。〕

別表

改 正 前

〔一九 同上〕
〔号を加える。〕

- 十一 次に掲げる建設工事（発注者（建設工事（他の者から請け負つたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負つたものに限る。）を行う大分類D―建設業又は当該工事のための調査、測量若しくは設計（発注者（調査、測量又は設計（他の者から請け負つたもの又は委託されたものを除く。）の注文者をいう。）から直接請け負つたもの又は委託されたものに限る。）を行う小分類七四二―土木建築サービス業（土木に係るものに限る。）
- イ 海岸法第三十七条の二第一項の海岸を指定する政令（平

成十一年政令第百九十三号）に規定する海岸に係る海岸法（昭和三十一年法律第二百一号）第三条第一項に規定する海岸保全区域の管理に係る建設工事

口排他の經濟水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（平成二十二年法律第四十一号）第八条に規定する特定離島港湾施設の建設工事

「備考 略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

「備考 同上」

附 則

(適用期日)

1 この告示は、公布の日から適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の対内直接投資等に関する命令第三条第一項及び第四条第二項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件別表の規定は、この告示の適用の日から起算して三十日を経過した日以後に行う外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）（以下「法」という。）第二十八条第一項に規定する特定取得（以下「特定取得」という。）

又は法第二十六条第一項第四号に規定する特定組合等が行う特定取得に相当するもの（以下「特定取得に相当するもの」という。）について、それぞれ適用し、同日前に行つた特定取得又は特定取得に相当するものについては、なお従前の例による。